

告示

埼玉県告示第七百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十七年七月三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	井上直子	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号
同	林成夫	吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	藤沼宏次	幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	森田金里	越谷市増森二丁目二百七番地
同	竹内榮太郎	吉川市吉川二丁目十三番地三
同	山田達雄	久喜市中里五十二番地
同	野本陽一	加須市久下三丁目四百三十一番地
同	金井榮治	久喜市佐間四百八十四番地
同	蓮見功	加須市琴寄八百二十四番地
監事	立澤剋彌	越谷市東町五丁目三番地
同	江森久二男	幸手市大字上高野千三百五番地
同	坂田修一	羽生市大字北荻島七百十番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	井上直子	埼玉県北葛飾郡杉戸町清地一丁目六番十三号
同	林成夫	吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	藤沼宏次	幸手市大字神明内二百五十六番地一
同	森田金里	越谷市増森二丁目二百七番地
同	竹内榮太郎	吉川市吉川二丁目十三番地三
同	山田達雄	久喜市中里五十二番地
同	坂田修一	羽生市大字北荻島七百十番地
同	金井榮治	久喜市佐間四百八十四番地
同	蓮見功	加須市琴寄八百二十四番地
監事	小野田博哲	同 道目三百二十一番地
同	立澤剋彌	越谷市東町五丁目三番地

同

江

森

久

二

男

同

幸

手

市

大

字

上

高

野

千

三

百

五

番

地